## 第1回人権労働・参加協働ワーキンググループ 議事録

日時:2018年2月13日(火)9:00~11:00

場所:虎ノ門ヒルズ9階TOKYO会議室

出席者:黒田かをり座長、河合弘樹委員、崎田裕子委員、関正雄委員、土井香苗委員、 パトリシア バダー・ジョンストン委員、下出享克委員代理(原陽一郎委員代理)、 加藤いずみ委員、小林基樹オブザーバー代理(勝野美江オブザーバー代理)

※本議事録では、ワーキンググループを「WG」と記しています。

· 事務局:開会

事務局:挨拶

事務局:委員紹介(読み上げ)

・ 事務局座長選出:黒田委員を推薦。(異議なし、選出)

- ・ 黒田座長: 今回人権・労働、参加・協働の WG が設立されたことをうれしく思っています。 これまで調達 WG の中で人権労働は議論されてきましたが、このように大会全体で議論されることは重要なことだと思います。では、事務局から議事の説明をお願いします。
- 事務局:配布資料確認:本日の議事(資料1)読み上げ説明。
- ・ 黒田座長:では、議事次第に沿って、事務局より検討の進め方について説明お願いします。
- ・ 事務局:議事 1. について、(資料 2) を読み上げ:設置趣旨読み上げ:(以降も読み上げ)。 冒頭局長の説明があったように、第二版策定に向けて WG で審議いただきたいと思っています。: 今後のスケジュール説明。
- ・ 黒田座長:説明に対してご意見はありますでしょうか?(意見・質問なし)。よろしければ、(資料2)の方向で今後 WG を進めさせていただければと思います。 それでは2つめの議題、人権・労働、公正な事業環境等への配慮に移りたいと思います。 過去大会、ロンドンとリオの取組についてお願いします。
- ・ 事務局:過去大会での取り組み、リオ大会は1事例(最終報告ないため)。リオでも取組 があったと思われますが、現状わかったものだけ記載しました:(資料3)読み上げ。
- ・ 事務局:続いて(資料4)、オリンピック憲章、開催都市契約等での位置づけなど説明: (資料4)読み上げ。
- ・ 黒田座長:今の説明について何か質問等はございますでしょうか? (意見・質問なし)。 また質問等に関しましては後ほど時間もあります。

では、本事項の検討にあたって、昨今の状況について土井委員からご説明いただけるとのことで、お願いします。

土井委員:メガスポーツイベントと人権に関しまして、私が所属している HRW (ヒューマン・ライツ・ウォッチ) が国際的に進めるリーダー団体のひとつですので、私が知っている限りですが、現状の世界の動きを紹介します。前提としては、10 年少し前までは、スポーツと人権のムーブメントは全く別の世界でした。現在は関連性が深いというところまできています。その流れをご紹介したいと思います。そのきっかけとなったのが 2008 年の北京、続くソチで人権に関するムーブメントが高まりました。私達 HRW も北京五輪での人権問題に直面し、関わり始めました。

北京は、五輪の開催都市になるために 2008 年以前にも立候補しました。しかし世界的 に天安門事件の記憶が新しかったことなどから、招致できませんでした。そのため、中 国政府は、招致にあたって、五輪は人権状況を良くすることに貢献すると約束し、それ も一つの原因となって、2008 年のオリンピックが中国に決まりました。しかし現状は どうであったかと言いますと、ネットアクセスの制限と検閲が行われ、これは国際的な メディアにも影響がありました。鳥の巣スタジアムを含め建設労働者も多く亡くなり、 様々な労働権の侵害、労賃の未払いから、安全面の問題などがありました。強制立ち退 きも多く起こりました。そのように五輪関係ならびに同時期に中国の人権環境が多く の問題が発生しましたため、多くの批判の声が上がりましたが、これが徹底的に弾圧さ れたということがあります。声をあげられるエリアが設けられましたが、そこで集会を 開くことも大きな制限をかけられました。メディアも中国の現状を報道しようとする と、様々な嫌がらせ、場合によっては拘束されるなどしました。五輪と関連して人権活 動家も多数拘束され「五輪の囚人」として世界に知られました。中国政府が人権への取 り組みが促進されると約束した五輪、そして IOC も「フォース・フォー・グッド」と言 いますけれども「良きものへの力となる」と言いますが、実際は五輪に関連した人権侵 害が多く起きてしまった。これは人権ムーブメントも五輪に深く関わるきっかけにな りました。そのような結果、北京五輪の開会式には欧米の多くの首脳がボイコットした、 ということがあります。次に特に大きな問題となったのが 2014 年のソチ五輪でした。 出稼ぎ労働者への搾取、長時間労働でたくさんの方々が亡くなる、パスポートの没収な どが報告されました。そして差別の助長が注目を浴びました。同時期にロシアではいわ ゆる反 LGBT 法が成立しました。同性愛に関して肯定的な発言を公の場で行うと、それ が犯罪になるという法律でした。これが世界的に大きな批判を浴びたということがあ ります。実際に LGBT の活動家や、当事者が暴力を受ける事案が多発しておりました。 中国と似ていますが、市民活動家や、ジャーナリストへの弾圧、拘禁を受けたりという ことがありました。ソチ五輪では主に反 LGBT 法に対する国際的な批判に対応して、欧 米の首脳達の多くが開会式をボイコットし、参加しなかった、という結果になりました。 五輪というのはメガスポーツイベントの中の最も注目を浴びるイベントなのですが、 その他にもW杯など、さまざまなメガスポーツイベントがあります。HRWはそうした現 場で調査を行い、報告することを主たる任務にしている団体ですので、こうしたメガス

ポーツイベントに関連した人権侵害をたくさん調べるようになってきたのですが、そ の中で、大きく分けまして主要な人権侵害には 5 形態あると現在考えるに至っていま す。1 つは、適正な手続きや補償のない、強制的な立ち退き。北京五輪、ソチの例を紹 介いたしました。2 つは、出稼ぎ労働者に対する人権侵害や搾取。ソチの五輪スタジア ムでは 60 名以上が死亡したと報告されています。ロンドンでは 1 人も亡くならなかっ たということで高い評価を受けていますが、日本では既に1名の方が、過労自殺で亡く なったという報道がされています。やはり、五輪に関連して人が死なないということは 重要なことです。3、人権活動や独立した団体の発言への抑圧、活動の場の閉鎖。4番 目にメディアの規制、記者・ジャーナリストに対する脅迫や投獄。5番目として制度的 な差別。世界的に大きな注目を浴びましたことに、サウジアラビアなどの国々が、政府 として女性や少女に対するスポーツによる差別をする、例えば女性選手がいばい、公立 の学校では女の子がスポーツをすることが禁止されているですとか、イランでは、スタ ジアムの中に女性が入れさせてもらえず観戦ができないですとか。先ほど事務局から オリンピック憲章の紹介がありましたが、スポーツをすることは人権であると、誰でも 平等にスポーツができるということは権利として定められているのですけれども、実 際にはそういったことではないことがあります。

こうしたメガスポーツにおいて世界的な注目を集める大きな人権侵害が立て続けに起きたその背景には、日本には当てはまらないのですが、世界には独裁的・抑圧的な体制を持つ政府がたくさんありまして、民主主義の国よりもむしろ多いのではないかとも言われています。特にこういった権威主義的な政権にとって、メガスポーツイベントを開くということが自らの求心力を高める、ということになりますので、そうした政権がメガスポーツイベントを多く誘致しているということが背景にあり、スポーツイベントと人権ということが注目をされることになっています。

一方、今まで人権侵害にメガスポーツイベントが関連・加担してしまう例を挙げましたが、しかしながら、人権の改善の契機となってきたこともあります。小さい意味での人権の改善の例もたくさんあるかと思いますが、特に皆様の記憶に残るような大きな改善としましては、アパルトヘイトの時、白人のみの選手団を派遣した南アフリカの出場を禁止にしたということが IOC にはありました。あるいはタリバン政権下で女性への差別がありましたアフガニスタンを出場禁止にしてきた。あるいは今、平昌オリンピックが行われていますが、以前、ソウルオリンピックが 1988 年に開催されましたが、これは当時の軍事独裁政権でありました韓国政府に対して、IOC から「民主的な選挙が行われなければならない」として非常に強いメッセージ、圧力がかかったことがありまして、ソウル五輪をきっかけに、韓国が民主化されたということは、皆様ご存知のとおりです。本当にスポーツには、人権を前進させる非常に大きな力があるということがあります。

しかし、メガスポーツイベントが人権侵害に関わってしまう現状もあり、批判が高まっ

た結果、IOCに対して、開催都市契約の中に、人権尊重を組み込む、明記する、という働きかけが NGO などを中心に長年されてきました。これが実現しましたのが昨年ということになります。開催都市契約の中で IOC が初めてこのビジネスと人権に関する指導原則というものに言及しまして、開催都市というものは、人権を尊重するという義務を負うとともに、人権侵害が起きた場合には、これを救済する義務が課せられた。そして様々な国際的な合意や法律、国連の指導原則に則って行わなければならない、ということが決められました。これは 2024 年のパリ五輪から適用されます。東京五輪が 2020年、北京五輪が 2022 年で、これらに直接の契約義務として課せられたものではないのですが、では、今、国連指導原則が、オリンピックの新たなスタンダードになることが決まった中で行われるこの東京五輪はどのような五輪にしていくべきなのか、が問われていることになります。

もちろん、メガスポーツイベントに関しまして、活動してきました国際的な団体は、HRW 以外にも多くあるのですが、そちらの方々が今「MEGA SPORTING EVENTS Platform for Human Rights」というものを作っています。メアリー・ロビンソン氏、アイルランド元大統領で、国連人権高等弁務官を務めた方が議長となりまして、IHRB というビジネスと人権においては世界で最も名だたる NGO が事務局を務める形でこうした団体ができております。こちらは政府、国際機関、競技連盟、アスリート、オリンピック委員会、スポンサー、NGO と様々なマルチステークホルダーが参加をした形で、メガスポーツイベントの中での人権侵害を止めるとともに、人権を尊重する、促進するという形のメガスポーツイベントというものを発展させ、オペレーション化していくということを検討している組織です。HRW もその中に入っていますが、昨年11月からこの東京 2020 組織委もこちらのメンバーになったと伺っています。こちらは、今年中に、より高まった形で「Center for Sport & Human Rights」として生まれ変わるということが発表されていますので、さらなるこの分野の盛り上がりというものが世界的に見えてくると思っています。

ということで、今回このワーキンググループの中で東京五輪の人権・D&Iの取組というものが検討されると思いますが、その根本のところに何が必要か、何を幹とすべきかということですが、私として是非提案させていただきたいのが、この「国連ビジネスと人権指導原則」に則った五輪、ということを宣言するとともにそれを実行すべく取組んでいく、ということにすべきではないかと思っています。東京五輪がこの「ビジネスと人権指導原則五輪」にならないとしますと、パリが義務ですから、パリからということになるかと思いますが、やはり、指導原則が義務となったということはメガスポーツイベントと人権のムーブメントの非常に大きな成果です。これは是非、東京五輪のレガシーとして「(パリからではなく)東京から始まったんだ」としていただきたいと思い、提案させていただきます。グローバルなムーブメントとしても東京五輪から始めていただきたいという強い思いがあります。それは、東京五輪の前後のメガスポーツイベント

は、今年ロシア W 杯、2022 年は北京五輪、同年カタールなど、これまでメガスポーツイベントの歴史の中で、人権侵害で悪名が高かった国で行われることが分かっています。そうした中で東京がスタンダードを作ることはこうしたメガスポーツイベントの期待値をあげることになります。それとも、やはり 2024 年からになってしまうのか。人権尊重のメガスポーツイベントというものが「東京からだったね」と言われるような五輪を目指していただきたい。また、札幌五輪を今後日本が招致していくといたしますと、今後パリ以降は指導原則五輪になることが決まっていますので、どうせ何年後かに札幌で取組まなければならないとなるとしますと、今から始めるということが有意義なのではないかと思っております。以上です。

- ・ 黒田座長: 土井委員、ありがとうございました。最後に「国連ビジネスと人権に関する 指導原則五輪」という大変力強いお言葉もありました。ご質問ありますか?
- ・ 事務局: 7 ページ、ロシア W 杯、カタール W 杯が挙げられていますが、NGO などから FIFA への働きかけとそれに対する FIFA の対応について教えいただきたい。
- ・ 土井委員:(適宜フォローしていただければありがたいですが) FIFA に対する人権関連 の NGO からの働きかけは非常に強力に行われています。FIFA はご存知の通り人権面もあ りますが、特に腐敗の面でも大きな批判を受け、リーダーシップの変更も行われ、現在 のリーダーシップは非常に人権に対してコミットメントを強くされている。ビジネスと 人権指導原則を作られた、ラギー教授にお願いをされて、全体的な運営の見直し、ペーパーの提出を受け、方針策定含めすごいスピードで人権の改革を進めているということ があります。
- ・ 黒田座長:山崎先生、補足あれば、いただきたいと思います。
- ・山崎弁護士:おそらく FIFA が、現在スポーツ団体の中では最も人権へのコミットメントが強い団体でして、2016 年にヒューマンライツに関してポリシーを作成しています。昨年 11 月 30 日・12 月 1 日に前任の田中さんも出ていましたが、スポーティング・チャンス・フォーラムという会議がジュネーブでありまして、そこでも FIFA、IOC、コモンウェルスゲームス (旧英連邦の国々のメガスポーツイベント)、UEFA ヨーロッパサッカー連盟(世界最大のスポーツ団体)、などが揃ってヒューマンライツに対するコミットメントを表明していますが、その中でも規程レベルで最も進んだ対応をしているのが、自らのヒューマンライツ・ポリシーを発表している FIFA、ということになろうかと思います。
- ・ 黒田座長:ありがとうございました。他にいかがでしょうか?
- ・ 関委員: 土井委員の資料の中に、メガスポーツイベントのプラットフォーム、これが注目されるとありました。具体的にこのプラットフォームの関与の仕方、実効性のある関与がどういったことができているのか?制度的に、あるいは実態的にどうなのか、今後の見通しも含めてお教えいただければ。
- ・ 土井委員: ありがとうございます。非常に活発に動いておりまして、HRW からも代表が出ていますが、定期的な会合が行われていまして、マルチステークホルダーそれぞれとの

具体的な取組についての話し合い、さらには様々なフォーラムなどが開催されています。 (具体的なことについては山崎先生からよろしいでしょうか?)

- ・山崎弁護士:2 年程前からステアリングコミッティーが行われていまして、先ほどお話にありましたメアリー・ロビンソン氏(元アイルランド大統領)、IHRBのジョン・モリソン氏(度々この件で日本に来られています)、この方々が中心になって開かれておりまして、スライドにも言及ありましたが、今年中に「Center for Sport & Human Rights」に。グリーバンスも含めた包括的なエンフォースメントに関しての枠組みをつくることになっています。そういった意味で特に 2016 年、2017 年あたりから非常に活発な動きが行われています。
- ・ 崎田委員: 2020 年東京大会は、SDGs をしっかりと受け止めて、これに初めてキチンと取り組む大会にしたいと、組織委員会の方でも宣言してくださって、今、持続可能な運営計画を検討しているわけですけれども、そういった中で、では、具体的に SDGs にしっかりと取組むとはどうやっていくのかということの、その大事な部分として、この人権のことをキチンとやりましょう、と国際的なムーブメントとしては大変大事なことと受け止められました。それで質問させていただきたいのは、最後のページに提案として、初の国連ビジネスと人権に関する指導原則に則る、というご提案をいただきましたが、このようにしっかりと受け止められる大会にするには、何が足りない、と今お考えですか?是非、率直にお伺いしたいと思います。
- ・ 土井委員:ありがとうございます。東京五輪に課される基本的な義務としましては、人 権尊重義務となります。東京五輪は人権を尊重してやろうと考えられているとは思いま すので、特別に何か足りない、大きく欠けた部分はないのではないかとは思われます。 しかし、時として先ほどご紹介したような様々な人権侵害が起きてしまうことがありま すので、注意が必要である、というレベルかと思います。しかし、これにコミットメン トを示して、沿った形で意識的に行っていくと、結果としてはおそらく大きな違いが出 てくるのではないかと思っています。ただ一つ、おそらく事務局側でご懸念、ご心配と してお持ちかと考えていますのが、救済ですね。これは「保護・尊重・救済枠組み」と 言われておりまして、人権侵害が起きてしまった時に救済をします、ということも入っ てきますので、そこは能動的に動いていかなくてはならない。その際に、どのような程 度の枠組みを作っておかなくてはならないのか、ということがおそらく組織委員会とし て検討課題になるのかと思います。まだしっかりとこの指導原則に従って行われたメガ スポーツイベントは無いのですね、なので、何が正解かは実はわからないというところ があります。ので、東京五輪で出来る範囲で、しっかりとした救済ができる五輪にして いこうと、正にここで話し合うべきことなのではないかと思います。しかしながら、裁 判所のようなものをしっかり付属させるというような高い基準まで求められているわけ ではないので、正に何をやっていくのか、ということが問われていると思います。
- ・ 黒田座長:ありがとうございました。関連の動きとしましては、先ほど土井委員の方か

ら「スポーツは人権を促進するきっかけとなる」という話がありましたが、今、国の方では、先ほどから出ております「ビジネスと人権に関する指導原則」の国別行動計画をおそらく 2020 年の前までにつくるということを発表していますし、SDGs に関しても日本の実施指針をつくっていますが、その中の付表に、国別行動計画の進捗状況を指標として挙げています。東京五輪のなかでは、調達コードの中に人権ということをしっかりと挙げてきていますので、色々なところに波及している、ということが起きていまして、これらが連動しながら動いていくという期待を持っています。

- ・関委員:ビジネスと人権に関する指導原則ですが、経団連では、日本の産業界もこれに則って取組みをしていこうということで、昨年の11月に発表した改訂版の経団連企業行動憲章の中で明確に記載しました。具体的には、一つめは、国際的な行動規範としての人権、これをキチンと理解しましょうということ。二点目は指導原則に則って、人権のデューディリジェンス、つまり人権侵害防止の仕組みづくりと万が一人権侵害が起こった場合には速やかにこれを回復する、このような仕組みとマネジメントを組織の中に定着させる。三点目が、これは今後の論点にもなっていくと思うのですが、人権侵害を起こさないという守りだけではなく、むしろ SDGs の理念にもあるとおり、誰一人取り残さない社会、インクルーシブな社会をつくるために産業界も積極的に行動しましょうということ。つまり、原則の理解と、人権侵害未然防止の仕組みづくりと、包摂的な社会づくり、以上の三点を掲げています。めざす方向として、こういう考え方や実践の普及浸透を進めていくことが必要だと思います。黒田座長がおっしゃったとおり、ビジネスと人権に関する国別行動計画策定も並行して進めなければならないので、この「ビジネスと人権」というテーマはもっと議論していくべきと思います。
- ・パトリシア委員:素晴らしい話だと思います。ミッションとレガシーの話が一番大事ではないかと思います。やはり、ソチ、ロンドン、リオ、東京、とミッションはそんなに違わないのではないかと思います。ですので、ミッションよりレガシーを考えてみれば一番いいと思います。社会的に、日本は D&I に対していろいろな弱い点があるようです。ロンドンに比べると、D&I が日常的なことではないのではないかと思います。でもこのオリンピック 2020 大会が本当に大チャンスだと思います。レガシーに対して、将来的にどのような日本を作りたいか、と考えてみたら、すごく大事な議論ができると思います。ヒューマンライツに対してどのようなレガシーをつくりたいか、KPI ということを考えてみて、中心にしてみてはいかがでしょうか?ご意見あれば。
- ・ 土井委員: そう思います。この分野、ビジネスと人権の指導原則が 2011 年にできてから 7 年しか経っていないのですが、ビジネスと人権の世界も様変わりした、パラダイムチェンジが起きたという人もいるぐらいです。非常に早く進んでいる。そしてその中で、メガスポーツイベントのエリアも、非常に物凄いスピードで進んでいます。そのため日本の中の多くの方々が今持っている理解・マインドセットで行うべきではないと思います。通常の方の感覚からすれば進んだことをやっているという感覚で、グローバルなス

ピードにはやっとついていっているといったこともありまして、頭の体操が非常に難しいのですけれども、人権的な分野はものすごく進んできていまして、今後2年でも大きく進むと思います。それに乗り遅れない、もちろんちゃんと「レガシーをつくった東京大会だね」と言われるように、ついていきたいと思います。

- ・崎田委員:皆さんの積極的なご意見をうかがえてありがとうございます。私自身非常に 大事な分野だと思っておりますけれども、このオリンピックでどこまでそれを目指すの か、という議論が大事と思い、質問させていただきました。レガシーを重視したい、と いうご意見に賛成です。もちろんオリンピック・パラリンピックの大会期間中もしっか りやらないといけませんが、今の日本にとって、それをレガシーとしてどこまで定着さ せられるかということが、今後問われていくのだと思います。今回、最初に調達ワーキ ングを作ってそこで意見を始めていただいているのは、チャレンジングに組織委員会が 取組み始めていることだと私は感じていました。皆さんのお話しを伺い、それをもう一 段広めて、キチンとやっている五輪なんだと言えるような形にしていく、それをレガシ ーとしてつなげていく、そこに皆さんこだわられてしっかりと取組まれていることが分 かってうれしいです。宜しくお願いします。
- ・ 黒田座長:ありがとうございます。大変貴重なご意見を皆様からいただき、ありがとう ございました。では、本日の審議事項の一つであります、議事 2. (2) 東京大会における 配慮について、1) 整理検討するべき事項について、事務局から説明をお願いします。
- ・ 事務局:まさに今ご議論いただいたこの部分に関して、どう取り組んでいくか、そうした配慮につきましてご説明させていただきます。:(資料 6-1.)ならびに(机上配布資料) 読み上げ説明:検討手順説明:資料の説明は以上となります。
- ・ 黒田座長: ありがとうございました。事務局の説明の中で、本日は、(資料 6) P2 の①配慮の対象と、②組織委員会が「直接管理し得る範囲」と「影響を及ぼし得る範囲」はどこかと、この 2 つについてご意見をいただければと思います。机上配布資料に対するご意見・ご質問もいただければと思います。いかがでしょうか?
- ・土井委員:配慮の対象は主体、期間、場所、場面すべてではないかと思います。組織委員会が直にコントロールできるのは、限られているかと思いますが、組織委員会として検討の対象にするのはすべて。というのは、外からみると五輪は五輪であるからです。組織委員会の指揮命令系統下にあるか、他の主体の指揮命令系統下かは、外からは見ることができない。これの主体は国だからというのは、対外的には理解してもらえないと思います。少なくとも五輪が人権に配慮しているというためには縦割りの回答は許されません。なので、配慮の対象はすべて。ただ、できること、できないことがあり、直に影響及ぼせるところは主体として改善なり取組なり行う。他者がやっていることに対しては、お願い、要請だとは思っています。外から見たら、ただお願いしないといけないからしたというだけではなく、真摯にお願いし、実際に改善されるように、組織委員会としてもできる限りサポートしたという対応であることが重要だと思います。

- ・黒田座長:ありがとうございました。今の点に対して、何か事務局からのコメントは?
- ・事務局: 私どもで WG にあたって調べたところ、日本スポーツ振興センターにおいて、スポーツへの影響とりまとめしているようです。権利関係先などもいろいろございましたが、各団体がそれぞれやっていることを整理して、ほかの人がやっているから知りませんではなく、しっかりと受け渡しができるように、WG でも議論いただいて、行っていくことかなと思っています。
- 黒田座長:パトリシア委員お願いします。
- ・パトリシア委員: インクルージョンのためのテクノロジーを所管する部署はありますか? これは、レガシーの話だと思いますが、新しいメディア、SNS のようなものに関するテク ノロジーチームはありますか?オリンピックまでに、まだ2年あります。その間に新しい テクノロジーが集まってきて、スムーズなインクルージョンの状況がつくることができ るのではないかと思います。
- ・黒田座長:ありがとうございました。多様性、包摂性を進めていくために、テクノロジーが活用できるのではないというご意見だったと思いますが、そのあたりの状況は、今どのようになっていますでしょうか?
- ・事務局:ご意見ありがとうございます。組織委員会の中で、テクノロジーに関係する部署があるかどうかですが、それはございます。今いただいた話については、おそらくテクノロジーだけではなく、あらゆるファンクションに D&I の考え方を取り入れて、施策として打ち出していくということが求められていくのではないかということでございまして、これは今、組織委員会の中で D&I ワーキンググループというものをつくっています。各ファンクションの代表にきていただき、我々としての考えを伝えつつ、そういった視点を取り入れた施策を検討中です。WG も通して、ご意見を頂戴し、しっかりと施策に反映できるようにしていきたいと思います。
- ・黒田座長:ありがとうございます。他にいかがでしょうか?関委員お願いします。
- ・関委員:資料のなかでご提案いただいたマトリックスについてです。有効な考え方で、もれがないように検討するのに、役立つと思います。オリンピックにかかわる主体や、それぞれが抱える課題はたくさんあると思いますが、人権尊重に関しては、全てを対象として、つまり一番広い範囲で考えていかなければならない。おそらく関係者の中でも、「オリンピックと人権」と言っても、自分たちの関わりの中で何が問題になるのかピンとこない方が、割合的には非常に多いと思います。そういう意味からいうと、先ほどご紹介いただいた過去の取組事例は、ほんの一部、代表的なものだと思います。過去の大会の総括的な報告の中にはきっと、人権に関するベストプラクティス的なものもあれば、あるいはこのような問題が生じたという課題の列挙もあるだろうと思います。要するに、過去から学ぶことも必要ではないか。オリンピックと人権と言ったときに、何が問題になるか、もう少し、具体的なイメージを持たないと、方針だけ掲げても、結局「ああ、わかりました」で終わってしまう気がします。作業は事務局でお願いすることになると思いますが、もう少し具

体的に事例を洗い出す、方針を掲げただけではなくて、こういう事例もありますということを、あわせて紹介し啓発いくとかですね、そういう配慮が必要かなと思います。

- ・黒田座長:ありがとうございます。今の点に関しまして事務局から何かございましたら、 お願いいたします。
- ・事務局:ありがとうございます。確かに、人権だけでなく、持続可能性の分野は、関係者間でも、実はなじみが薄い人たちもいます。そういったところに、しっかり浸透させていくためにも、ベストプラクティスや、ロンドンで言えば課題をラーニングレガシーということで残しています。我々としてもできる範囲で事例を集め、きちんと伝えていきたいと思っています。方針だけでなく、何ができるかということを、レガシーを意識して残していきます。
- 黒田座長:ありがとうございます。
- ・事務局:関委員からご指摘を得た、具体的に想定することが極めて重要だというお話ですが、事務局の作業になると思います。机上配布のみ資料の2行目にも記載がありますが、具体的に想定するということが、実際のアクションや施策を考えるために重要であります。この表は、それを検討するための土台になるもので、意図としましては、はなから対象として除外するのではなく、この中でそれぞれのメッシュに対して、この次の作業としては、主体をさらに、影響を及ぼす側から影響を受ける側という具体的にイメージして、具体的な組み合わせの中で、具体的にどのような取り組みが効果的なのか、実現可能性があるのか、インパクトがあるのか。あるいは、どのようなインシデントが起きやすいのか、あるいは影響が大きいのか、具体的にイメージを想定して、それについて重点順位づけをします。次回以降のWGで進捗を議論していただくことになると思います。
- ・黒田座長:ありがとうございました。はい、崎田委員
- ・崎田委員:ありがとうございます。作業を進めてくださるというお話があって、そのときにぜひ、先ほどレガシーを重視というご意見もありました。そういうことを考えると、この表(机上のみ配布資料)の時系列からいうと一番下。会場の撤収、原状回復期間というところまでしか書いていないので、その下に、欄を少し広げて、期待される社会へのレガシーとかですね、そういうところが明確になることで、上の色々な取り組みの納得感がいくように、信頼感が出るのではないかと感じました。このようなマトリクス、脱炭素 WG も、資源管理 WG も、大気・水・緑・生物多様性分野も、こちらの人権労働 WG も、そして今後の参加の分野、全項目でこのような表つくっていると思います。それぞれの委員会がこのような表をつくっています。どこかで、持続可能性全体で何を期待されるか、皆さんの方でそれをまとめた表つくらないと、その中で、どのように自分たちのチームが動くのが効率的かをそれぞれのチームに考えていただくとかですね、そのような状況もつくらないと、やらなきゃいけないことがたくさんあって大変という感じになってしまうと困る感じもいたしましたので。ぜひ具体的にみえるかたちにしながらすすめるのがよいと感じました。よろしくお願いいたします。

- ・黒田座長:ありがとうございます。他にいかがでしょうか?小林企画官。
- ・小林オブザーバー代理:取組対象をマトリクスに整理すると非常にわかりやすい一方、先 ほどの、ご意見と少し重なるかもしれませんが、1番の配慮の対象とすべき主体、かなり 広く取り上げられていて、これはなるべくもれをなくすという意味では、よいと思います。 一方それぞれの対象への対応は、ある程度取組のグラデーションが出てくるのではない かと思っています。それは、1番の対象として幅広にとらえた上で、2番のところである 程度、組織委員会が直接的に対応できるところを、うまくしぼっていくことなのかもしれ ない。一方、2番で直接組織委員会が対応できない事象に対しても要請するという話があ りましたが、私は今の時点であまりイメージがわかないのは、主体の一番右列、視聴者、 一般社会とかかなり広くなっていて、何らかの人権に関する話が、具体的にどういうもの が出てくるのか、今なかなかイメージしづらいものがあるが、組織委員会で要請できる分 野とできない分野があるのかなと思っております。そうするとある程度、実現可能な対応 策というのを、それぞれ直接的に力を発揮するのと、そうでないところを、グラデーショ ンつけながら、まさに先ほど関委員からのご意見ありましたような、具体的な事例に即し ながら考えていくのかなと思っております。
- 黒田座長:ありがとうございます。他にいかがでしょうか?
- ・崎田委員:今のお話で、例えば、一般社会であるとどういう話があるのか、あまりイメージできないというお話がありましたが、ライブサイトとかですね。大会期間中はライブサイトを全国各地の都道府県の中心地で開催した場合、いろいろな国の方、障がいの方と肩を並べて応援する。それだけで、素晴らしい状況ができると思います。ライブサイトをやるときの配慮事項として、地域の色々な方にお声をかけて、みんなで観戦する。それだけでも、日本の中にとっては進むという感じもしますので。具体的にしていただくと、確かにみなさんで、これならできそうとか見えてくると思うので、組織委員会の内部でしっかりと体制をとるときに、人権労働・公正な事業慣行に取り組んでいただきたいという部分と、社会の波及効果として期待するとかいろいろなこともあると思います。社会にはもちろん、後々のレガシーとしては、こういうときの調達が社会に伝わっていくことが大事だと思いますので。具体的なものが見えてくると、どの分野だと、最初と最後が重要なポイントでとかいろいろなこともあると思う。具体的なものが見えてくるとみんなで共有できるかなと思います。
- ・黒田座長:非常に建設的なご提案ありがとうございます。それでは、よろしいでしょうか?多くのご意見、ご提案をいただきましたので、事務局で整理をさせていただきたいと思います。②に関しましては、次回も引き続き議論していきたいと思います。こういう立場で意見を言ってはいけないのかもしれませんが、今の皆様のお話を伺っていて、あまり人権教育というものが、日本社会で定着しているとは、最近はちょっとかわらないのですが、思わないこともあるので、教育的なツールを事前に出していくとか。大会前から、東京都ではされているかもしれませんが、教育的なこともやっていくとよいのではないか

と思います。ロンドンではバッチをつくっていたということで、何か象徴的なものがあってもよいのではないかと思いました。

それでは続きまして、大目標と施策の柱建てについて、事務局より説明をお願いします。

- 事務局:(資料6)読み上げ。
- ・黒田座長:ただいまのご説明の部分について、12 月に開催されたディスカッショングループで審議されているということですが、その後に行われたパブコメ、こちらはお手元資料ということで。ご説明していただいてもよろしいでしょうか?
- ・事務局:パブコメのご意見資料(机上配布のみ)を読み上げ。
- ・黒田座長:ありがとうございました。今のパブコメの結果もご覧になりながら、大目標と 施策の柱建てについてご意見をお願いします。関委員お願いいたします。
- ・関委員:ご紹介いただいたご意見、それぞれもっともだなと思ってうかがいました。私も、 範囲として、すべての人の人権というのは、きちんとかかげるべきだと思っています。狭 く解釈されないようにということですね。すべての人の人権というのをかかげた上で、だ れが、何をするのかというのは、組織委員会としてコントロールできる部分と、いわゆる 影響力を行使するという部分で分かれると思いますが、まずはすべての人というのを根 本に置くべきだと思います。それとも関係するのですが、大目標の案の中で、私は3番の インクルージョンが入っているものがよいのではないかと思います。
- ・黒田座長:ありがとうございます。ほかの方はいかがでしょうか?土井委員、お願いいた します。
- ・土井委員:大目標の部分なのですが、①で国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を あげてくださっているのは、非常に良いかと思うのですが、言葉ですね。「踏まえ」だと 英語では"base"ですかね。組織委員会は真面目に取り組むと思いますので、「則り」く らいに変えていただいて、世界に向けて、堂々と初の「指導原則」五輪ですよと、言える ような言葉にしてほしい。仮に、「則り」にしようと「踏まえ」にしようと、皆様やられ ることは、同じように真面目になさると思うので、是非遠慮しないでいただきたいなと。
- 黒田座長:ありがとうございます。河合委員、お願いいたします。
- ・河合委員:施策の柱建てのところなのですが、「大会に関わる全ての人々に対する人権等の配慮方策の実践」に、「労働環境の整備」と入っており、②のところに労働に特化されたことがかなり書いてありますが、重複感というか、ここを分けられているのは、どうしてなのかというのがひとつ質問。あとは、「当分野の全体的方向性」にて、労働に関しては「児童労働や強制労働、過重労働」などをなくすと書かれている中で、個別目標①、②に書かれているところの労働に関する表現が少し弱い気がして、もう少しここに重い言葉、「適正な労働環境を確保する」などの表現を入れたほうがいいのではないかと感じました。
- ・黒田座長:ありがとうございます。今のご質問に関して、事務局いかがでしょうか?
- 事務局:書き分けのところですが、施策的な部分で、「柔軟な働き方」という、どちらか

というと、職場環境という、施設的なことも含めた全体的なこと以外に、柔軟な働き方というソフトに特化したことを、実は計画に書き込むことを想定しておりまして。具体的にソフト的なところに関して重点的に書きたいという思いがあって、働き方を特出しにしています。働き方も職場環境のひとつだとは思うのですが、全体的なことも入れて、さらには、全体を通じて必要となる研修の実施も入れたのですが、今後整理する必要があると思います。

- ・黒田座長:いかがでしょうか。今の2つ目は質問ではなかったのですが、労働分野における記述、もう少し踏み込んでもよいのではないかというご意見もありましたが、その点はいかがでしょうか?
- ・事務局: 今回の WG の中でもいただいた意見を踏まえて、今後議論重ねて反映していきます。
- ・黒田座長:ありがとうございます。他にいかがでしょうか?崎田委員お願いします。
- ・崎田委員:この分野を熱心にやっておられたみなさんのご意見を尊重しようと思っておりますが、やはり社会に発信する大目標は、明確な大目標をしっかり示して、そこにサブタイトルのような形で、重要な内容を入れていくという形を他の分野でやっています。脱炭素は、「ゼロカーボン」、資源管理は「ゼロウェイスト」。そういう形で、わりと明確な形で示そうとしているので、ここもできれば、社会に発信する明確なイメージと、サブタイトルであれば、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」五輪を目指すなどを、サブタイトルに入れてしまうなど。やはり、既にこういうことが大事だと受け止めて組織委員会が動いているということが、今回もよくわかりましたので、そのような形で決まっていけば、みんなが、この分野にしっかりと取り組んでいると伝わると思います。よろしくお願いします。ですから、キーワードは明確にというのは、案3くらいの明確さなのかなと思いながら伺っていました。
- ・黒田座長:ありがとうございました。他にいかがでしょうか?目標については、今後も議論していくということですので、事務局で整理し、次回も議論させていただきたいと思います。では、続きまして、関係者ヒアリングの実施について事務局より説明をお願いします。
- ・事務局:(資料7)の説明。本日の場で、どのような方々からヒアリングするべきか、ご 意見をいただきたいと思います。
- ・黒田座長:ありがとうございます。どのような方にお声をかければよいか、ご意見をいた だきたいと思います。土井委員お願いいたします。
- ・土井委員:全体的な方向性の中で、記載されているものに、性自認を足した方がよいと思いますが、そういったことを踏まえて、このような分野からの聞き取りをする。あるいは、計画の第一版でも、どのような分野で差別をなくしていくかということが既に書かれていますが、そういった分野からまさに聞き取りをしていただいた方がよいと思います。今日も話題になっておりましたが、配慮対象というか、リスペクトの対象、主体がいろいろ

と書かれていましたけれども、どのようなことがリスペクトしなければならない事項なのか、具体的なことを聞き取る。さらには、先ほど IOC が五輪は"Force for good"だと言っているということを指摘させていただいたのですが、そういった"Force for good"となりうる取組という2点をこういった団体から聞き取りしていただければよいのではないかなと思っています。できることなら、すべての分野から専門家というか、活動している NGO、当事者から聞き取っていただきたいのですが、時間の限りがあると思いますので、どの程度可能なのかなと思いつつ。少なくても必要だと考えるエリアに関して述べますと、ひとつは昨今も話題になっている選手の人権、難民の分野、LGBT、障がい者。そして移民。中でも私のプレゼンでもご紹介させていただいた、出稼ぎ労働者の人権というのが非常に世界的にも問題になるし、日本でも問題になっておりますので。この文脈で次回、お呼びするのが適切かは、事務局の判断にゆだねたいと思いますが、いずれにせよこの分野に関し組織委員会が取り組みをすることが必要ではないかと思っております。あとは可能であれば、人種、民族的な少数者。外国人。国籍の有無にかかわらず、民族、人種の少数者の方々に聞くことが必要かなと。ちょっと多すぎですかね。プライオリティづけして、時間の限り聞き取っていただいて。

- ・黒田座長:ありがとうございます。パトリシア委員お願いいたします。
- ・パトリシア委員: ゴールに対して、ロンドンオリンピックで、先ほど書いてありましたけれど、"pledge"コミットメントがありました。ゴールが各分野の管理職とトップマネジメントとみなさんが同じゴールをコミットすると、とても意味があると思います。D&I が、ひとつの WG の責任だけではなくて、全体的なゴールにならないとあまり意味がないということです。ですので、ロンドンの"pledge"のやり方を詳しくみてみると、とても魅力的なのではないかと思います。東京でも同じプロセスを考えてみると、とてもよいのではないかと思います。
- ・黒田座長:ありがとうございます。関委員お願いいたします。
- ・関委員:追加で言えば、「ビジネスと人権に関する指導原則」を実際に適用しているというか、取り組んでいる企業の事例もよいかなと思います。また、こどもの人権も大事な視点だと思うので、その専門家もよいと思います。
- ・黒田座長:ありがとうございます。他にいかがでしょうか?土井委員。
- ・土井委員:次回の聞き取りになじまないかもしれないが、指導原則に則るという際に、おそらく、組織委員会としてもっとも心配なのが救済だと思います。救済に関しては、公にヒアリングかするのかどうかはわからないですが、いずれにしてもこの分野の専門家、関さんのおっしゃったことを踏まえまして、どのようなことが可能なのか、外部からの知見を得て、ある程度、これくらいならできるとか、この程度はやらなければならないというのを含めて、イメージを持っておく必要があると思います。
- 黒田座長:ありがとうございます。崎田委員。
- ・崎田委員:ヒアリングではないかもしれないのですが。(資料6)の最後のページにある

のですが、実際に運用するときに、ISO20121 を運用すると思いますが、その運用の中で、この項目をうまく進めることはできないか検討いただき、もしこのシステムに少し要素を加えれば、しっかりできるのであれば、ISO に関して東京の組織委員会から 20121 に追加して、東京らしいやり方をやったと明確にあとを残すとかですね、そういうことも考えていただけたらよいのかなと思いました。よろしくお願いいたします。

- ・黒田座長: ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか?そうしましたら、ご意見を踏まえて、事務局で決めていただき、次回のWGで実施したいと思います。ありがとうございました。この後、参加・協働、情報発信にうつりたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。
- ・事務局: ヒアリングなのですが、会議の時間も限られていますので、実際にその場でヒア リングするか、事前聴取かは、ご意見いただいた先生ともご相談させてください。参加協 働について(資料8)説明。
- ・黒田座長: こちらにつきまして、ご意見、ご質問お願いいたします。崎田委員お願いいた します。
- ・崎田委員:この参画プログラムに、地域で代表理事を務める NGO で、登録をしました。と ても登録作業が大変で、大会を応援するためには、かなりしっかり書類が必要だとよくわ かってですね。もう少し、みんなが参加しやすいようにということを言おうと思ったので すが、登録作業をしっかりと乗り切った上で、1,032件の主体登録と登録認証件数21,800 件とすでにあり、盛り上がっていますので、ぜひ、みんなが参加したときに、自分たちが オリンピック・パラリンピックを応援し、一緒に取り組んだという、先ほど関委員からも インクルージョンが大事だとありましたが、そのような気持ちになって、このような取り 組みを HP でしっかり出していただいていますが、それだけでなく、何かみんなが喜びあ えるような、もうひとつ仕掛けがあるといいなというのを感じています。そのような中で 言えば、先ほど、ロンドンのときにピンバッチがあったとのこと。実は 1964 年の東京大 会にボランティアで参加して、ピンバッチをもらったという方からピンバッチをみせて いただいたことがあり、そういう方の一生の誇りにつながっているんですね。きちんと参 画プログラムに取り組んだというピンバッチをつくってお渡ししながら、皆の取組を発 信して、HP だけでなく発信していくながれをつくって、皆が参加し、自分も取り組んだ と誇れるようなオリンピックにしていくのがいいかなと思います。なお、今回、組織委員 会のボランティア8万人+東京都のボランティア1万人を対象に募集していただいてい ますが、ぜひそういった方の持続可能性の研修を徹底していただきたい。あとやはり、教 育機関の中でそのようなことを伝えながら、若い世代の力も活用しながら取り組むこと が日本のレガシーにつながっていくと思います。環境省の方で、特に3Rなどに関して環 境教育を進めながら、オリンピック期間にも貢献しつつ、その後の社会の 3R のリーダー になってもらいたいというシステムをつくる委員会をやっているのですが、そのような ことも踏まえて、多様な人材の参加で盛り上げるということを徹底していただくことが

大事なのかなと思います。よろしくお願いします。

- ・黒田座長:ご提案ありがとうございます。土井委員お願いいたします。
- ・土井委員:たくさんの参加がされているのだなと感銘を受けたのですが。さらに付け加え るとすれば、人権関連とうまくコラボできればと考えます。先ほどの話でも何回か言わせ ていただいているのですが、単に五輪が人権侵害に加担しないということだけではなく て、"Force for good"であってほしいと思います。言い忘れをここで言わしていただく と、当分野の全体的な方向性の中で、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」を「踏ま え」ではなく「則る」と言い切った上で、具体的な力を入れるところで、今のような差別 がないなど書いていただくことは、とてもよいと思うのですが、その上で単にマイナスが ないだけでなく、"Force for good"を目指すという、プラスも生み出すという三段で書 くのがよいと思います。実際この"Force for good"であるために、国民を巻き込みなが らやるのがよいと思います。具体的には、NGO、中でも社会起業家と呼ばれる方々に力を 入れるべきではないかと思います。震災でも、NGO、社会起業家が活躍したのですが、そ のような方々と協働することによって一般国民、世界の人々とつながれることになりま す。中でも、そのような方々の支援を必要としているような、いわゆる脆弱層への認知が 広まりますので、そういった NGO や社会起業家との連携を通じた国民参画協働を目指し ていただいたらいかがかなと思います。次回ヒアリングされるとすれば、そういった NGO なども巻き込むことが参画協働につながっていくと思います。あるいは、社会起業家の 色々なグループもありますので、五輪と協力して社会課題を解決したいといって既に動 いているグループもありますので、ぜひそういったところも力をかりて、広がるだけでな く、社会課題も解決して"Force for good"になることを目指していただければと思い ます。そういった意味では、また戻ってしまいますが、机上配布された資料の主体には NGO も入ってくると思います。あるいは、教育についての言及もあるのですが、学校などの教 育機関も、オリンピック・パラリンピック教育がされていることを考えますと、関係する のではないかと思います。また、ヒアリングに社会企業家を入れるのもよいと思いますが、 時間もあるので、少なくてもぜひ聞き取りなどをしていただければと思います。きっと委 員の中、わたくしも含め色々なところとコンタクトがありますので、ご提言させていただ ければと思います。
- 黒田座長:ありがとうございます。
- ・崎田委員:今の関連でいうと、NGOの話をしていただいてありがとうございます。オリンピック・パラリンピックの持続可能性に貢献をして、ともに歩んでいきたいという NGO がネットワークしておりますので、例えば SUSPON ですかね。ああいった動きもヒアリング、聞き取り対象にいれていただくとありがたいと思います。企業の取組ですと、スポンサー企業も一緒に貢献できないかという動きがあると聞いておりますので、そういった方たちの動きも見える化していただくとよいのではないかと思います。あと、8Pの目標について、どれも大事なのですが、最終的に全員参加でオリンピック・パラリンピックを盛り

上げ、そのレガシーが社会に続いていくということと、パートナーシップで取り組むということ。パートナーシップという言葉が、ゴールの次の言葉として入れるのが良いのではないかと思います。先ほど SDG<sub>S</sub> の話もいたしましたが、17 番目のパートナーシップという言葉が全体をつなぐ大変大きな意味を持っていると強く感じておりますので、パートナーシップという言葉を大目標の横に入れた方がいいのではと感じています。

- ・黒田座長:パトリシア委員お願いいたします。
- ・パトリシア委員:質問があるのですが、もしNGOが何か活動すれば、東京オリンピック・パラリンピックのロゴを使ってもよいのですか?後援になるのですか?スポンサーの規制が厳しいと思いますが、実は2、3年ほど前に安倍総理大臣も出席された国際女性会議WAW!にて、シャインというサイドイベントがある。これは、シャインイベントというロゴを使っていい。すごくインパクトがありました。ですので、東京オリンピックに対して、もちろんNGOはスポンサーではないのですが、何か東京オリンピック・パラリンピックのまわりの特別な活動の後援は可能でしょうか?
- ・事務局: お答えさせていただきます。参画プログラムは、NGO・NPO などでも、非営利団体 は東京大会に関連したイベントを行った際に、マークを使えるプログラムがございます。 その事業に非スポンサーが入るとだめなのですが、そうでなければ、このプログラムの中でマークが使えるので、ぜひご紹介いただければと思います。
- ・黒田座長:ありがとうございます。小林企画官お願いします。
- ・小林オブザーバー代理: 先ほど、崎田委員から若い力の活用というお話がございました。また、資料の7ページ目に大学との連携の話もありました。提案なのですが、大学との連携のほかに、職業系の農業学校ですとか、色々ございますけれども、こちらとの連携もぜひ考えていただければと思います。例えば、農業高校でございますと、GAPという認証制度ございますが、それを取得している高校が増えてきておりまして、選手村に自分たちの認証を受けた食材を提供したいという思いを持った高校、生徒さんがいらっしゃいます。ですので、大学だけではなく、より下の、さらに若い人の力もうまく参画の中に入れていただければと思います。
- 黒田座長:ありがとうございました。土井委員お願いします。
- ・土井委員:パトリシアさんのご質問に対して、NPOが参画する仕組みがあると伺ったのですが、私自身知らなかったのですが。そのNPOが参画する仕組みを。まずは宣伝していただくのがよいのかなと思います。たぶん協力したいというNPO、社会起業家、すごくたくさんいると思います。もちろんあまりたくさんいると、組織委員内の方で管理が難しくなるという点はもちろんあるので、そこは色々考えなくてはならないかと思いますが。どのようにバーを設けるか考えないといけないと思うのですが、それを整備した上で、やはり使えるものは使う、持ちつ持たれつでいけば、うまくいくと思います。NPOを巻き込むことでメディア発信がそこからされ、非常によいメッセージが日本中、世界中に届くと思います。起業家やNPOの巻き込み方をよく検討していくのが、よいのかなと思います。

- ・黒田座長:ありがとうございます。
- 崎田座長:この資料の参画プログラムがその仕組みです。
- ・土井先生: そうなのですね。わかりました。
- ・黒田座長:この仕組み 1,032 件と書いてありますが、このうち応援プログラムが何件あって、そのうち非営利団体が何件かという数字を、次回出していただけるとよいと思います。私のまわりにも、あまり知っている人がいないので、このあたりの発信をもう少ししていただいた方がいいかなと思います。それでは、様々なご提案、関係者ヒアリングに関して事務局にて整理していただき、次回議論させていただきたいと思います。では、最後に今後の予定についてお願いします。
- ・事務局:本日は貴重なご意見ありがとうございました。次回は3月の上旬に開催させていただきます。全体で3回ということで、まとめをお願いできればと思います。
- ・黒田座長:ありがとうございます。それでは、本日は閉会とさせていただきます。次回もよろしくお願いいたします。

以上